

# 令和4年度 自己点検シート

(介護報酬編)  
(令和5年1月版)

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

事業所番号： 33

---

事業所名：

---

点検年月日： 令和 年 月 日( )

---

点検担当者：

---

## 主な関係法令

### 【主に介護報酬に関わるもの】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

### 【主に人員基準に関わるもの】

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)

## 参考文献

「介護報酬の解釈(令和3年4月版)」(発行:社会保険研究所)

- 青 : 1. 単位数表編 (青本)
- 赤 : 2. 指定基準編 (赤本)
- 緑 : 3. QA・法令編 (緑本)

# 102 訪問入浴介護費・402介護予防訪問入浴介護費

赤字：令和3年度変更箇所、青字は令和4年10月改正関係

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁		
					介護	介護予防	
	訪問入浴介護費 (介護)	看護職員1人、介護職員2人で訪問(介護)	<input type="checkbox"/> 満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P202注1	/	
		入浴の実施	<input type="checkbox"/> あり	実施記録	青P203[注1]		
	訪問入浴介護費 (介護予防)	看護職員1人、介護職員1人で訪問	<input type="checkbox"/> 満たす	出勤簿、勤務表、資格証		青P1289注1	
		入浴の実施	<input type="checkbox"/> あり	実施記録		青P1289 [注1]	
	介護職員3人の訪問 (介護)	身体の状態等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	<input type="checkbox"/> あり	確認の記録(規定はなし)	青P202注2	/	
		所定単位数の95/100で算定	<input type="checkbox"/> 満たす	サービス提供票	青P203[注2]		
	介護職員2人の訪問 (介護予防)	身体の状態等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	<input type="checkbox"/> あり	確認の記録(規定はなし)		青P1290注2	
		所定単位数の95/100で算定	<input type="checkbox"/> 満たす	サービス提供票		青P1291 [注2]	
	清拭、部分浴 (介護・介護予防)	利用者の希望	<input type="checkbox"/> あり		青P202注3	青P1290注3	
		所定単位数の90/100で算定	<input type="checkbox"/> 満たす	サービス提供票	青P203[注3]	青P1291 [注3]	
	同一敷地内建物等 (※1)に居住する者 又は同一建物(※1) を除く)に居住する20 人以上にサービスを行 う場合の減算  (所定単位数×90/ 100)	次のいずれかに該当すること	<input type="checkbox"/> 該当		青P202注4 青P202[注4]	青P1290注4 青P1291 [注3]	
		同一敷地内建物等(※1)に居住する利用者に対しては、 減算を行う(事業所における1月当たりの利用者が同一敷 地内建物等(※1)に50人以上居住する建物に居住する利 用者を除く)	<input type="checkbox"/> 該当				
		1月当たりの利用者(※2)が同一の建物に20人以上居住 する建物(同一敷地内建物等(※1)を除く)に居住する利 用者に対しては、減算を行う	<input type="checkbox"/> 該当				
		(※1)事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物					
(※2)1月当たりの利用者:1月間の利用者数の平均(当該月の1日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数) なお、一体的な運営をしている場合は、介護予防訪問入浴介護の利用者を含めて計算すること。							

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁	
						介護	介護予防
	同一敷地内建物等 (※1)に居住する50人以上にサービスを行う場合の減算  (所定単位数×85/100)	1月当たりの利用者(※2)が同一敷地内建物等(※1)に50人以上居住する建物に居住する利用者に対しては、減算を行う  (※1)事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物  (※2)1月当たりの利用者:1月間(暦月)の利用者数の平均 (当該月の1日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数)	<input type="checkbox"/>	該当			
	特別地域訪問入浴介護加算 (介護・介護予防)	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/>	該当			緑P802~819 青P205注5 青P1290注5
	中山間地域等における小規模事業所加算 (介護・介護予防)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/>	該当			青P205注6 青P1290注6
	介護	利用者への説明、同意	<input type="checkbox"/>	あり			青P205第2の2(5) 青P1291第2の2(5)
	介護予防	1月当たりの延訪問回数が20回以下	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票		青P205施設基準・二
	介護	1月当たりの延訪問回数が5回以下	<input type="checkbox"/>	該当	介護予防サービス計画		青P1290施設基準・六十九
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (介護・介護予防)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/>	該当	利用者の基本情報		緑P818 平21告83・二 緑P50 Q7~Q10
		通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供	<input type="checkbox"/>	合致	運営規程		青P206注7 青P1291注7 青P206第2の3(6) 青P1291第2の2(6)
		交通費の支払い	<input type="checkbox"/>	なし	領収証		
	初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して初回の指定訪問入浴介護を行った場合	<input type="checkbox"/>	該当	介護サービス計画		青P206口 青P1292口 青P206 青P1293 [第2の3(7)] [第2の2(7)]
	認知症専門ケア加算 共通要件	1 利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上  ※ 割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定	<input type="checkbox"/>	該当	利用者台帳 サービス提供票 実施記録		青P207 大臣基準告示・三のニイ(1) 青P1292 大臣基準告示・三のニイ(1)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
					介護	介護予防
	認知症専門ケア加算 共通要件	※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要				
		2 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合であっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあつては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳 資格証等	青P207 大臣基準告 示・三の二イ (2) 利用者等告 示・三の三	青P1292 大臣基準告 示・三の二イ (2) 利用者等告 示・七十四の 四
		※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修				
		3 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 該当	研修計画書(事業計画書) 会議記録	青P207 大臣基準告 示・三の二イ (3)	青P1292 大臣基準告 示・三の二イ (3)
		※「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。				
	認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	上記共通要件1～3の全てに適合	<input type="checkbox"/> 該当			
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	上記共通要件1～3の全てに適合	<input type="checkbox"/> 該当			
		以下の4及び5のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当		青P207 大臣基準告 示・三の二ロ (1)	青P1292 大臣基準告 示・三の二ロ (1)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁	
						介護	介護予防
	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/>	該当	研修修了証 組織体制図	青P207 大臣基準告 示・三の二口 (2)	青P1292 大臣基準告 示・三の二口 (2)
		※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修					
		5 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/>	該当		青P207 大臣基準告 示・三の二口 (3)	青P1292 大臣基準告 示・三の二口 (3)
	サービス提供体制強化 加算 (Ⅰ) (介護・介護予防)	1 研修計画の作成、実施 ※ 全ての従事者ごとに研修計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書(事業計画書)	青P208 大臣基準・ 五イ 青P208 第2 の3(9) 緑P15~17	青P1294二 大臣基準・ 百一イ 青P1294 第2 の2(9) 緑P15~17
		2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/>	定期的実施		会議記録	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
					介護	介護予防
	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ） （介護・介護予防）	3 定期的な健康診断の実施 ※ 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等		
		4 介護福祉士等の状況（前年度（3月）を除く） ※前年度実績が6月に満たない場合については、届出日の属する月の前3月の実績を用いることが可能	<input type="checkbox"/> いずれか満たす	職員台帳（履歴書） 資格証等		
		イ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の数が 60 / 100 以上				
		ロ 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25 / 100 以上				
		5 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。	<input type="checkbox"/> 適合	割合についての毎月の記録		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
					介護	介護予防
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (介護・介護予防)	1 研修計画の作成、実施 ※ 全ての従事者ごとに研修計画を作成	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書(事業計画書)	青P208 大臣基準・ 五口 青P208第2 の3(9) 緑P15~	青P956口 大臣基準・ 百一口 青P957 第2 の3(7) 緑P15~
		2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録		
		3 定期的な健康診断の実施 ※ 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等		
		4 介護福祉士等の状況(前年度(3月)を除く。) ※前年度実績が6月に満たない場合については、届出日の属する月の前3月の実績を用いることが可能				
		イ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の数が 40/100以上	<input type="checkbox"/> いずれか満たす	職員台帳(履歴書) 資格証等		
		ロ 介護職員の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60/100以上				
		5 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。	<input type="checkbox"/> 適合	割合についての毎月の記録		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (介護・介護予防)	1 研修計画の作成、実施 ※ 全ての従事者ごとに研修計画を作成	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書(事業計画書)	青P208 大臣基準・ 五八 青P208 第2 の3(9) 緑P15~	青P956口 大臣基準・ 百一口 青P957 第2 の3(7) 緑P15~
		2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録		



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁		
					介護	介護予防	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (介護・介護予防)	3 定期的な健康診断の実施 ※ 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等			
		4 介護福祉士等の状況(前年度(3月)を除く) ※前年度実績が6月に満たない場合については、届出日の属する月の前3月の実績を用いることが可能					
		イ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の数が 30/100以上	<input type="checkbox"/> いずれか満たす	職員台帳(履歴書) 資格証等			
		ロ 介護職員の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50/100以上					
		ハ 介護職員の総数のうち、勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上					
		5 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。	<input type="checkbox"/> 適合	割合についての毎月の記録			
	サービス種類相互の算定関係(介護)	短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P206注8		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
					介護	介護予防
	サービス種類相互の算定関係(介護予防)	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない	<input type="checkbox"/> なし			青P1292注8
	介護職員処遇改善加算(I)	<p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため賃金水準を見直したときは、その内容を知事に届けること。</p> <p>(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>④ ③について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑤ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>	<input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> 処されていない  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> 定めている  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している		青P210 緑P646 大臣基準告示四 緑P966～986 緑P18～ Q1～Q67	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
					介護	介護予防
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	(8) 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(職場環境等要件の内容)を全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> している			
	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(6)、(7)①～④及び(8)に適合していること。	<input type="checkbox"/> している			
	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(6)及び(8)に適合していること。  (2) 介護職員の任用における職責又は職務内容の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。又は、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> している			
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)共通	(1) 次のa～dに掲げる全てに適合し、賃金改善に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。  a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万以上であること。 ※経験・技能のある介護職員とは介護福祉士であつて、経験・技能を有する介護職員と認められる者  b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較して高いこと。  c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上であること。(ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の返金賃金額の見込額を上回らない場合はこの限りではない。)	<input type="checkbox"/> している  <input type="checkbox"/> 満たす  <input type="checkbox"/> 満たす  <input type="checkbox"/> 満たす			緑P649 令3告73・四の二 緑P35 Q1～Q39 緑P966～986

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
					介護	介護予防
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)共通	d その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/> 満たす			
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算計画書を作成し、届出の計画に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> している			
		(3) 特定加算の算定額に相当する賃金改善を実施	<input type="checkbox"/> している			
		(4) 実績報告	<input type="checkbox"/> 行う			
		(5) 処遇改善加算の(Ⅰ)~(Ⅲ)のいずれかを算定	<input type="checkbox"/> している			
		(6) 職場環境等要件を満たすこと	<input type="checkbox"/> 満たす			
		(7) 特定加算に基づく取組をホームページ等により公表(令和3年度は算定要件とされていない。)	<input type="checkbox"/> している			
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること	<input type="checkbox"/> している			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(1) 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている	<input type="checkbox"/> している			
		(2) 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している	<input type="checkbox"/> している			